

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許の申請について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかわらず、無期限とする。
- ③ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、免許の日から起算して B とする。
- ④ 海岸局にあっては、③の規定は、海岸局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をしたものに適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる海岸局の免許の有効期間は、③にかかわらず当該一定の時期に免許を受けた海岸局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ⑤ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。
- ⑥ 免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、⑤にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	10年を超えない範囲内	5年	1箇月以上3箇月
2	10年を超えない範囲内	3年	3箇月以上6箇月
3	5年を超えない範囲内	5年	3箇月以上6箇月
4	5年を超えない範囲内	3年	1箇月以上3箇月

A－2 次の記述は、電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定に基づき船舶局の無線設備に備えなければならないデジタル選択呼出装置の一般的条件について述べたものである。無線設備規則（第40条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局のデジタル選択呼出装置は、次の(1)から(10)までに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 点検及び保守を容易に行うことができるものであること。
- (2) 自局の識別信号は、容易に A こと。
- (3) 送信する通報の内容を表示できること。
- (4) 正常に動作することを容易に試験できる機能を有すること。
- (5) 遭難警報は、容易に送出でき、かつ、誤操作による送出を防ぐ措置が施されていること。
- (6) 遭難警報は、自動的に5回繰り返し送信し、それ以降の送信は、3.5分から4.5分までの間のうち、 B を置くものであること。
- (7) 遭難通信又は緊急通信を受信したときは、手動でのみ停止できる特別の可聴及び可視の警報を発すること。
- (8) 受信した C 、当該内容を20以上記憶できるものであり、かつ、記憶した内容は印字する等により読み出されるまで保存できること。
- (9) 遭難通信に対する応答は、 D 行うことができるものであること。
- (10) その他無線設備規則第40条の5（デジタル選択呼出装置）第1項第1号に掲げる条件に適合すること。

	A	B	C	D
1	変更できない	不規則な間隔	遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合	手動でのみ
2	変更できる	規則的な間隔	遭難通信に係る呼出しの内容が直ちに印字されない場合	手動で、又は自動的に
3	変更できる	不規則な間隔	遭難通信については、いかなる場合においても	手動で、又は自動的に
4	変更できない	規則的な間隔	遭難通信については、いかなる場合においても	手動でのみ

A－3 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、無線局の主任無線従事者の職務としてこの規定に定められている事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに総務大臣に報告すること。
- 3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。

A－4 次の記述は、義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第32条の10）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。

① 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）は、次の者でなければ行ってはならない。

- (1) 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる

A
- (2) (1)の無線従事者以外の者であって、次のア及びイの要件を満たす無線従事者の監督を受けるもの
 - ア (1)の無線従事者であって、無線設備の操作の監督を行うものとして選任された者
 - イ 総務大臣に対しその選任の届出がされた者

② ①の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする（注2）。

注2 ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が特に認めるものについては、この限りでない。

- (1) 次に掲げる船舶の義務船舶局の

B

 であって、

C

 が可能なもの
 - ア 旅客船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものであって、国際航海に従事しないものを除く。）
 - イ 旅客船及び漁船（注3）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数300トン未満のもの（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものに限る。）及び国際航海に従事しないものを除く。）
 - ウ 漁船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。）
- (2) (1)のアからウまでに掲げる船舶に開設された

D

 （電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項に規定するものに限る。）

A	B	C	D
1 無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているもの	すべての無線設備	デジタル選択呼出装置による通信	遭難自動通報設備及び船舶自動識別装置
2 無線従事者	超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信	インマルサット船舶地球局の無線設備
3 無線従事者	すべての無線設備	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信	遭難自動通報設備及び船舶自動識別装置
4 無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているもの	超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信	インマルサット船舶地球局の無線設備

A－5 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載した事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、A は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、B については、この限りでない。
- ② ①の規定に違反して無線局を運用した者は、C に処する。

A	B	C
1 電波の型式及び周波数	遭難通信	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
2 電波の型式及び周波数	遭難通信、緊急通信及び安全通信	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
3 電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信、緊急通信及び安全通信	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
4 電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金

A－6 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A－7 次に掲げる場合のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合
- 2 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 3 15.6MHzを超え15.745MHz以下の周波数帯の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合
- 4 船位通報（遭難船舶若しくは遭難航空機の救助又は捜索に資するために国若しくは外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信を中短波帯又は短波帯の周波数の電波により海岸局との間で行う場合

A－8 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzの周波数の電波の使用は、 B を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。
- ② 156.8MHzの周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。

(1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出しを行う場合

(2) 呼出し又は応答を行う場合

(3) C を送信する場合
- ③ 156.8MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、 D にわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

	A	B	C	D
1	2,187.5kHz	デジタル選択呼出装置	準備信号	1分以上
2	2,182kHz	デジタル選択呼出装置	船舶の航行の安全に関し急を要する通報	3分以上
3	2,187.5kHz	無線電話	準備信号	3分以上
4	2,182kHz	無線電話	船舶の航行の安全に関し急を要する通報	1分以上

A－9 緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 2 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係がないことを確認するまでの間（モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合は、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 3 モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- 4 海岸局又は船舶局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局又は船舶局の責任者に通報するとともに無線局運用規則第59条（各局あて同報）の規定により通信可能の範囲内にあるすべての無線局にその緊急通報を送信しなければならない。

A－10 次の記述は、安全通信について述べたものである。電波法（第52条及び第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 安全通信とは、 A 安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。

注 海岸局等とは、海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。
- ③ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が B その安全通信を受信しなければならない。
- ④ 海岸局等において、安全信号又は電波法第52条第3号に規定する総務省令で定める方法により行う無線通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその C に通知しなければならない。

	A	B	C
1	船舶又は航空機が急迫の危険に陥る虞がある場合に	自局に関係のないことを確認するまで	海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局の責任者
2	船舶又は航空機が急迫の危険に陥る虞がある場合に	終了するまで	海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者
3	船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	終了するまで	海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局の責任者
4	船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	自局に関係のないことを確認するまで	海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者

A－11 次の記述は、遭難警報に対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 海岸局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報を受信した周波数の電波を使用して、デジタル選択呼出装置により、電波法施行規則別図第1号3（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、受信した遭難警報が **A** の周波数の電波を使用するものであるときは、受信から1分以上2分45秒以下の間隔を置いて送信するものとする。
- ② 船舶局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、**B** により、次の(1)から(6)までに掲げるものを順次送信して行うものとする。
- (1) **C** （又は「遭難」）1回

(2) **D** 3回

(3) こちらは1回

(4) 自局の識別信号3回

(5) 受信しました1回

(6) **C** （又は「遭難」）1回

A	B	C	D
1 中短波帯又は短波帯	無線電話	メーデー	遭難警報を送信した無線局の識別信号
2 中短波帯又は短波帯	デジタル選択呼出装置	ディストレス	遭難警報を送信した無線局の識別信号
3 超短波帯	デジタル選択呼出装置	ディストレス	各局
4 中短波帯又は短波帯	デジタル選択呼出装置	メーデー	遭難警報を送信した無線局の識別信号
5 超短波帯	無線電話	メーデー	各局

A－12 総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 4 無線局の免許人は、無線局が外国において、当該外国の主管庁による検査を受けたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A－13 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- 2 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。
- 3 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 4 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

A-14 次の記述は、有害な混信について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第45条及び附属書）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の A に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- ② 各構成国は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に①の規定を遵守させることを約束する。
- ③ 構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が①の A に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。
- ④ 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の B の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくは C をいう。

A	B	C
1 無線通信又は無線業務	無線通信業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信
2 無線通信又は無線業務	安全業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
3 国際電気通信業務	無線通信業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
4 国際電気通信業務	安全業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信

A-15 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章 無線通信）が適用になる船舶の聴守について述べたものである。同条約附属書第4章第12規則（聴守）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- 船舶は、海上にある間、次に定めるところにより A をする。
- (1) 船舶が第4章（無線通信）第7規則（無線設備（総則））1.2の規定によりVHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しを用いるVHF第70チャンネル
 - (2) 船舶が第4章（無線通信）第9規則（無線設備（A1海域及びA2海域））1.2又は第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.3の規定によりMF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数 B
 - (3) 船舶が第4章（無線通信）第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））2.2又は第11規則（無線設備（A1海域、A2海域、A3海域及びA4海域））1の規定によりMF無線設備及びHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数 B 及び8,414.5kHz並びにデジタル選択呼出しの遭難安全周波数4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz又は16,804.5kHzのうち、時間及び船舶の地理上の位置に適した C

A	B	C
1 無休聴守	2,187.5kHz	少なくとも一の周波数
2 実行可能な限り無休聴守	2,174.5kHz	少なくとも二の周波数
3 無休聴守	2,187.5kHz	少なくとも二の周波数
4 実行可能な限り無休聴守	2,174.5kHz	少なくとも一の周波数

B－1 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を ア ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 イ にその免許状を ウ しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局については、次の表の左欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。（注）

注 ただし、当該無線設備のうち、設置場所、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであって総務大臣が別に告示するものについては、同表の右欄に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無 線 設 備	必 要 な 措 置
(1) 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ及び搜索救助用位置指示送信装置	エ .
(2) (1)を除く船舶局の無線設備	空中線を撤去すること。

- ⑥ ④の規定（電波法第78条）の規定に違反した者は、 オ に処する。

- 1 廃止する
- 2 廃止した
- 3 3箇月以内
- 4 1箇月以内
- 5 廃棄
- 6 返納
- 7 電池を取り外すこと
- 8 送信機を撤去すること
- 9 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 10 30万円以下の罰金

B－2 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）及び無線設備規則（第5条から第7条まで及び第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信設備に使用する電波の ア 電波の質は、総務省令で定める送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差、発射電波に許容される イ の値及び ウ の強度の許容値に適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて エ を与えるものであってはならない。
- ③ ①に規定する副次的に発する電波が エ を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が オ 以下でなければならない。
- ④ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波の限度）第2項から第24項までの規定において、③にかかわらず別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。

- 1 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
- 2 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等
- 3 必要周波数帯の幅
- 4 占有周波数帯の幅
- 5 スプリアス発射又は不要発射
- 6 寄生発射又は帯域外発射
- 7 他の無線設備の機能に支障
- 8 電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障
- 9 4ナノワット
- 10 40ナノワット

B－3 電源用蓄電池の充電及び無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第5条、第6条、第7条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 義務船舶局等(注)の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。
注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。
- イ 義務船舶局の双方向無線電話の電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、常に十分に充電しておかなければならない。
- ウ 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該設備によって通信連絡を行い、その機能を確かめておかなければならない。
- エ 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上当該無線設備によって試験電波を発射して、その機能を確かめておかなければならない。
- オ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、1箇月以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。

B－4 遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- イ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- ウ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行うとともに、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- エ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信し、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対していずれの海岸局の応答も認められないときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継の送信を行い、かつ、当該遭難警報に対する応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。
- オ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の周波数）で聴守を行わなければならない。

B－5 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを**1**、これに記載しなければならない事項に該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 自局の船舶の航行中正午及び午後8時におけるその船舶の位置
- イ 電波法の規定に違反して運用した無線局を認めた場合は、その事実
- ウ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に表れた特異現象の詳細
- エ 無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容
- オ 通信のたびごとに次の事項
 - (1) 通信の開始及び終了の時刻
 - (2) 相手局の識別信号
 - (3) 使用電波の型式及び周波数
 - (4) 使用した空中線電力
 - (5) 相手局から受けた通信の概要
 - (6) その他参考となる事項